

全国脊髄損傷者連合会 北海道東北ブロック会 会則

第一章 総 則

(名称)

第1条 この会は、全国脊髄損傷者連合会北海道東北ブロック会（以下「北海道東北ブロック会」という）と称す。

(目的と活動)

第2条 北海道東北ブロック会は（公社）全国脊髄損傷者連合会（以下「本部」という）の地方組織としての機能を果たし本部定款に準拠し、共通する地域福祉の向上に寄与する為、次の事項を協議し、目的達成の為、活動を行なう。

- (1) 本部から付託された事項の処理
- (2) 本部から提案された議案等についての意見調整
- (3) ブロック内支部からの提案事項についての意見交換及び協力
- (4) ブロック支部間のスポーツ・文化交流の実施

(事務所の所在地)

第3条 北海道東北ブロック会の事務所は、ブロック長選出県支部内に置く

第二章 構成団体及び委員

(構成団体)

第4条 北海道東北ブロック会の構成団体は、本部に加盟している北海道及び東北6県支部（以下「支部」という）をもって構成する。

(構成団体の負担)

第5条 構成団体は、北海道東北ブロック会の定めるところによる、本会義の負担金を負担する。
負担金の金額は別途に定める。

(委員)

第6条 北海道東北ブロック会の委員は、参加支部の支部長を持って構成する。但し、参加支部の事情により支部選出した支部長代行者でもよい。

第三章 役員

(役員の数)

第7条 北海道東北ブロック会に次の役員を置く。

- (1) ブロック長 1名
- (2) 副ブロック長 1名

(役員を選出)

第8条 ブロック長の選出は、代表者会議での自薦及び各県支部からの推薦者の中から選挙によって決定する。選挙権は委員である支部代表者の1票とし、最も多い票を獲得した会員を選ぶ。同数の獲得票の会員が複数出たときは決選投票を行う。副ブロック長はブロック会議開催支部から選出する。

(役員職務)

第9条 ブロック長及び副ブロック長は、次の職務を行なう。

- (1) ブロック長はブロック会を代表し、本部定款に基づいてブロック理事としての任務を行い、会務を統括する。
- (2) 副ブロック長は、ブロック長に事故あるときその職務を代行する。又、ブロック会議開催の準備及び会議の運営を行なう。

(役員任期)

第10条 役員任期は下記の通りとし、ブロック長は、2年経過後の本部総会終了の時までとする。

- (1) ブロック長 2年 (2) 副ブロック長 1年

第四章 会議

(代表者会議及びブロック会議)

第11条 本会は上記第2条を達成する為に、代表者会議及びブロック会議を開催する。

第1項 代表者会議はブロック長が召集、以下の事項について協議し、終了後決定事項を確認すると共に、速やかに各県支部に文書で報告する。

1. ブロック会議に上程する事項の協議。
2. ブロック長の選出
3. ブロック会議経費やブロック長活動経費の各県支部負担金について。
4. ブロック内、支部事業や活動を円滑に推進する為の意見調整等
5. ブロック長が構成委員の2/3から請求があった時、又は協議が必要と判断した時。

第2項 ブロック会議は、定例として年1回各県支部持ち回りで、ブロック長が召集し開催し、終了後、速やかに決定事項及び議事録を各県支部に文書で報告する。

1. 参加支部の4支部以上から会議に付議すべき事項を示して、ブロック長に請求された場合は出来る限り速やかに会議を召集しなければならない。
2. ブロック会議は、参加支部の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、決議することが出来ない。
3. ブロック会議の採決は、構成委員の過半数を持って可決し、賛否同数の時は議長が決する。
4. ブロック会議の議長は、開催担当支部から、副議長は次期開催支部(案)から選出する。

第五章 会計

(経費)

第12条 ブロック会の経費は、各県支部の負担金と参加会員からの会費及び寄付金で賄う。

(負担金)

第13条 ブロック会議の負担金は各県支部2万円、ブロック長活動費の負担金は各県支部5千円とする。

2. 各県支部が全国大会等ブロックを代表して行う事業についての支部協力金の拠出について代表者会議等で審議しその都度決定する事とする。

(管理)

第14条 ブロック会議の会計管理は、会議担当支部が管理する。

(決算)

第15条 ブロック会議開催担当支部は、ブロック会議の会計決算について、会議終了後2ヶ月以内に報告する。

第六章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第16条 ブロック会に顧問と相談役を若干名置くことができる。

2. 顧問と相談役は、ブロック会の同意を得て、ブロック長が委嘱する。
3. 顧問と相談役は、ブロック長の諮問に応じるほか、ブロック会議に於いて助言を与えることができる。

第七章 規約の変更

(規約の変更)

第17条 この規約はブロック会議に於いて3分の2以上の賛成で、改正又は廃止することが出来る。

附 則

1. この規約は、平成元年4月1日から施行する。
1. この規約は、平成27年9月19日に改訂し、施行する。
1. この規約は、平成28年9月21日に改訂し、施行する。
1. この規約は、平成30年9月17日に改訂し、平成31年4月1日施行する。